

- 評議員会又は理事会

決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いた上で行うことを民間公益活動促進業務規程に定める（評議員、役職員を対象にした倫理規程第6条）。その他、利益相反の防止を図るため、評議員会又は理事会の運営に関し必要な措置を講ずる。

- 役職員の利益相反防止

評議員、役職員を対象に倫理規程の中で利益相反防止に関する規定を定めている。また役職員を対象に「民間公益活動促進業務規程」で同様の規定を定めている。役員に対しては、さらに定期的（原則年2回）に、利益相反に該当する事項に関する自己申告をさせた上で、適切な組織（総務部）において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図ることを「役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程」にて定めている。職員に対しては就業規則の中で同様の規定を定めている。いずれも定期報告を待たず、報告内容に変更が生じた場合は速やかに報告させることとする。

- 民間公益活動促進業務に係る理事、監事及び評議員に対する報酬等

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、指定活用団体の経理の状況その他の事情を考慮して不当な水準とならないような支給の基準を諸規程等に定める。役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程は公表する。

- 特別な利益供与の禁止

民間公益活動促進業務を行うに当たり、評議員、理事、監事、職員の中で、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないことを諸規程等に定める。（倫理規程他）

- 内部通報・公益通報

ガバナンス・コンプライアンス体制の実効性を担保するため「公益通報者保護制度を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日消費者庁）」を踏まえ、コンプライアンス・ヘルプライン窓口を、監事、コンプライアンス担当理事、事務局内の総務部および事務局からの独立性が高い監査室に設置する。また、通報の容易さや秘匿性を考慮し、組織外部の弁護士事務所等の第三者機関にも同様のコンプライアンス・ヘルプライン窓口を設置する。さらに、これらのヘルプラインを組織内構成員のみならず、資金分配団体や実行組織、また機材購入先等の取引先を含む組織外のステークホルダーにも公開し、外部からの指摘を早期に把握することによるリスク管理体制の強化を図る。

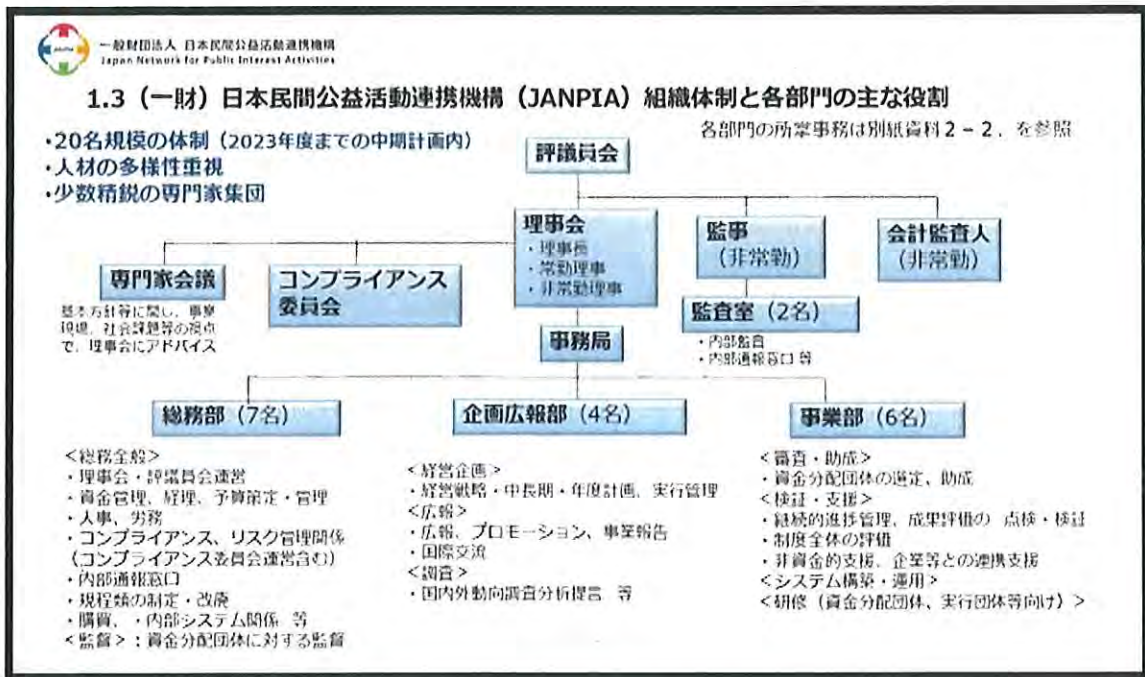
(コンプライアンス規程、内部通報(ヘルプライン)規程他)

・残余財産の帰属

本機構の解散時の残余財産は、定款第 50 条に基づき、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 5 条 17 号に掲げる法人又は国に帰属させる。

2-2. 組織運営体制等(組織図、所掌事務、役職員の状況を含む)

2-2-1. 組織図



2-2-2. 所掌事務

(1) 事務局

①総務部は、主として以下の事項を所掌する。

総務担当

- ・評議員会及び理事会、評議員、役員並びに会計監査人に係る事務に関すること
- ・財務及び会計並びに休眠預金等交付金の受入れ等に関すること
- ・契約、物品及び財産の管理及び処分に関すること
- ・予算及び決算に関すること
- ・人事、給与、服務等に関すること
- ・他の機関との調整等に関すること (他の部の所掌に関するものを除く)

- ・定款及び諸規程の制定及び改廃の審査に関する事
- ・公印及び文書に関する事
- ・コンプライアンス及びコンプライアンス委員会に関する事
- ・リスク管理に関する事
- ・内部通報制度に関する事
- ・情報システムに関する事（他の部の所掌に関する事を除く）
- ・本機構内業務の総合調整に関する事
- ・他の所掌に属さないものに関する事

#### 監督担当

- ・資金分配団体の監督に関する事

#### ②企画広報部は、主として以下の事項を所掌する

##### 経営企画担当

- ・本機構の業務運営に関する事項の企画・立案等に関する事
- ※事業計画、事業報告等に関する事を含む。
- ・本機構及び本制度の成果評価に関する事
  - ・専門家会議に関する事

##### 広報担当

- ・啓発及び広報に関する事
- ・情報開示及び情報公開に関する事
- ・シンボルマークに関する事
- ・セミナー、シンポジウムの企画と運営
- ・国際交流に関する事

##### 調査担当

- ・調査及び研究に関する事
- ・国際交流に関する事

#### ③事業部は、主として以下の事項を所掌する。

##### 審査・助成担当

- ・資金分配団体の選定に関する事
- ・資金分配団体に対する助成に関する事
- ・審査会議に関する事

##### 検証・支援担当

- ・継続的な進捗管理及び成果評価の点検・検証に関する事
- ・制度全体の成果評価に関する事
- ・非資金的支援等に関する事

- ・企業等との連携支援に関すること

システム構築・運用担当

- ・情報システムに関すること（外部とのネットワークシステムに関すること）

研修担当

- ・人材育成に関すること（総務部の所掌に関するものを除く）

## （2）監査室

監査室は、主として以下の事項を所掌する。

- ・内部監査の実施に関すること
- ・監事の職務執行の補助に関すること
- ・会計監査人の監査に係る連絡調整に関すること
- ・内部通報制度に関すること

## 2-3. 組織運営計画

添付「組織運営計画 8-5.（エクセル表）」を参照。

### 3. 基本方針に示された指定活用団体の業務ごとの目標、業務の実施内容、実施体制、実施計画

#### 3-1. 基本的業務

##### 3-1-1. 資金分配団体の選定等

###### (1) 目標

限られた休眠預金等に係る資金を公正かつ効率的に活用しつつ、まずは、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例を創出させ、これを事業モデルとして広く関係者に共有し、普及させていく。併せて、資金分配団体による活動を通じて民間公益活動の担い手及びその支援の担い手の育成を目指す。これらの活動の実効性を高めるためには能力の高い資金分配団体の選定が必須である。

当財団では事業開始の2018年度(2019年1月)から2023年度をファースト・ステージの5カ年計画実行期間と位置づけ、その期間の基本方針として、(1) 具体的成果の創出を最優先、(2) 民間公益活動を持続的に支える環境整備の促進、を掲げている。(1) については、「-1. 資金分配団体のポートフォリオ戦略により制度全体の実効性を確保、及び-2. 実行能力の高い資金分配団体の選考」の方針を立て以下の業務を進める。

###### (2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画(実施計画は別紙参照。以下同じ)

###### ①「優先的に解決すべき社会の諸課題」の把握・分析及び決定

###### 《業務の実施内容》

優先的に解決すべき課題については、事業部と企画広報部にて文献調査を実施し、また資金分配団体や民間公益活動を行う団体を始め、現場で活動する者、また行政や企業等の意見やニーズを聴取した上で社会課題を把握、分析し、特定する。また、優先的に解決すべき社会の諸課題は、関連するSDGsの17ゴール、169ターゲットに紐付け、当財団定義によるSDGsターゲットとしてのゴール設定を試みる。これを基に中期計画及びその中間地点での成果目標と課題解決に向けた全体的な方針を決定し、2019年度事業計画において明示することとする。専門家会議での意見を聴取の上最終案を策定し、理事会において決定する。その後も、毎年度の事業計画において明示することとするが、資金分配団体における事業の安定性を担保できるよう配慮する。

※当財団が指定を受けた後、実施した準備行為のプロセスの中で特定された優先的に解決すべき社会の諸課題については、継続的にフォローすることを原則とするが、毎年下期開

始のタイミングで、新たな課題の追加特定を含めた総合的な見直しを実施する。

※専門家会議委員及び社会課題の現場で活動する実行団体、SDGsに関する専門家、行政、企業等の社会課題の専門家等への意見聴取等を行う

《業務の実施体制》

主となる担当部署 企画広報部 経営企画担当

連携外部機関等

《業務の実施計画（業務実施フロー）》

《前年度10月頃》

|            |   |
|------------|---|
| 事業部        | 制度全体の評価、資金分配団体における事業の進捗状況、成果評価の点検・検証等をフィードバック（随時）         |
| 企画広報部 調査担当 | 社会の諸課題の把握及び可視化のための調査（資金分配団体や民間公益活動を行う団体等からのヒアリングの実施等を含む）。 |
|            | 休眠預金等活用審議会等からの意見についても参考に<br>する。                           |

↓

|              |  |
|--------------|--|
| 企画広報部 経営企画担当 | 専門家会議から意見聴取を行いつつ、優先して解決すべき社会の諸課題について把握・分析。優先して解決すべき社会の諸課題や成果目標を含めた全体的な方針を記載した事業計画を立案。専門家会議委員も含め、必要に応じて資金分配団体や民間公益活動を行う団体、その他の団体、行政、企業等からヒアリング等を実施。 |
|--------------|--|

↓

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| 企画広報部 経営企画担当 | 原案を専門家会議に提起し意見を聴取 |
|--------------|-------------------|

↓

|     |   |
|-----|---|
| 理事会 | 優先して解決すべき社会の諸課題、成果目標を含めた全体的な方針について事業計画（案）のとりまとめ<br>事業計画（案）の承認 |
|-----|---|

↓

《3月頃》

内閣総理大臣（内閣府）への事業計画の認可申請

↓

承認後、評議員に報告し、公表

## ②資金分配団体の選定

### 《業務の実施内容》

資金分配団体の選定の進め方等について専門家会議から意見聴取した上で、分野別、助成・貸付け・出資別、事業段階等についても十分に配慮しつつ社会的成果の最大化を目指した最適な資金のポートフォリオ（配分の組合せ）を設定し、民間公益活動促進業務規程及び基本計画に則して、資金分配団体の公募要領を作成、決定し、公表する。

\*（１）草の根活動支援プログラム、（２）新規企画支援プログラム、（３）ソーシャルビジネス形成支援プログラム、（４）緊急災害支援プログラムのポートフォリオ原案については、指定後下記のプロセスを踏まえ、最終決定される。

### <資金分配団体選考プロセス>

- ① 「方針策定」：優先すべき社会課題の特定を含む方針の策定  
↓
- ② 「公募」：説明会の実施  
↓
- ③ <第一次審査>公募を申請する候補団体（選定申請団体）に対し基本要件でのスクリーニング（書類審査と聴取を基本）
  - ・審査の視点：
    - （１）実施可能な組織体制等（ガバナンス、コンプライアンス体制）
    - （２）的確に業務を実施できる組織体制、及び民間公益活動案件の発掘・形成に関する調査・研究を実施できる能力など  
↓
- ④ ③のスクリーニングを通過した「選定申請団体」に包括的支援プログラム提案の提出を依頼  
↓
- ⑤ 「選定申請団体」が「包括的支援プログラム」を提出（包括的支援プログラム：資金支援と事業実施に係る経営支援等の非資金的支援（必要に応じ伴走型で提供）とを一体とし、その支援の対象や方法をまとめたもの。）  
↓
- ⑥ <第二次審査>「包括的支援プログラム」を審査
  - ・審査の視点：
    - ・ 実行団体が策定する公益活動の計画において、達成すべき成果、資金分配団体による支援の出口及び支援期間等の明示を求める旨の確認。
    - ・ 休眠預金からの資金に依存しない仕組みが組み込まれている。
    - ・ 実行団体に対する非資金的支援を必要に応じ伴走型で提供する。

- 包括的支援プログラムを的確に実施する能力を保有する（実行団体の選定及び民間公益活動の成果評価の点検・検証に当たっての第三者審査委員会を設置しているなど）。非資金的支援については、その提供が可能な団体等との連携も考慮している。
- 助成、貸付け、出資の対象となり得る民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査・研究を実施する能力がある。

加えて、前記「1-2-3.(1)、-1. 資金分配のポートフォリオ戦略により制度全体の実効性を確保」にて説明したプログラムごとの評価視点をそれぞれの審査プロセスの中で考慮していく方針。

・ 審査の方法：

書類審査に加え必要に応じ聴取やプレゼンテーション方式も実施する。専門家の視点からの審査を行うとともに、中立性も担保するために審査会議を設置する。審査会議は外部の専門家（有識者、中間支援組織など）と事業部、事務局内の主要メンバーから構成される。利益相反にならないよう利害関係者が想定される場合は審査から除外する。また審査のプロセスや選定結果、また選定されなかった理由を開示し、かつ改善すべき点も示す。

↓

- ⑦ / ⑧ 審査結果、実行可能性が高い評価を受けた候補団体については、理事会に報告の上決済を受ける。決済後、資金交付が実施され事業を開始する。
- 一方、条件付きとなった団体に対しては、ワークショップによって包括的支援プログラム内容の見直しと強化を行った後、理事会で決済を受ける。ワークショップでは、組織内外の専門家による指導やアドバイスを得る。

ワークショップを通すかどうかは、社会的成果の増大又は持続可能性の観点から、以下のような視点を考慮し判断する。（業務規程 10 条 6 項）

- 提示した優先的に解決すべき課題を踏まえ、地域・分野等ごとの実情と課題を俯瞰的かつ具体的に把握・分析し、案件の発掘・形成が可能。
- 社会の諸課題の効果的・効率的な解決に向け、「包括的な支援プログラム」を企画・設計し、これに基づき、民間公益活動を行う団体に対し資金支援及び非資金的支援を必要に応じ伴走型で提供できる。
- 民間公益活動が適切かつ確実に遂行されるように、実行団体に対する必要かつ適切な監督を行う体制と能力が備わっている。
- 実行団体に対して現地調査を含む継続的な進捗管理及び成果評価の点検・検証を実施し、その評価結果等の有効活用を促すことができる体制と能力を備えて



いる。

新規企画型とソーシャルビジネス形成型助成案件については、以下の視点を重視する。

- ・ 実行団体の事業の特性及び発展段階を踏まえつつ、革新的手法により資金の助成、貸付け又は出資を行うこと等を通じ、民間公益活動の自立した担い手の育成を図る具体的な方法が示されている。
- ・ 民間の創意・工夫の発揮を促すように支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実装するための具体的な方法を示している。
- ・ 民間企業や金融機関等の民間の資金を民間公益活動に呼び込むための具体策を策定し、実施する体制と能力を備えている。

選定結果及び選定理由等は公開するとともに、選定申請団体に対しては、可能な限り個別に改善すべき点を示すこととする。なお、選定結果等の公開に当たっては、選定申請団体の権利その他正当な利益を損ねないように、選定申請団体のアイデアやノウハウに係る部分について非公表とすること等の措置を講ずる。

なお、資金分配団体の選定を取り消され、その取消しの日から3年間を経過しない団体は、資金分配団体として選定しないこととする。また、当該期間を経過した際も、選定の取消し事由となった事案が再発しない措置が講じられていることを申請に際しての前提条件とする。（業務規程18条3項）

主となる担当部署 事業部 審査・助成担当  
連携外部機関等

#### 《業務の実施計画（業務実施フロー）》

企画広報部 経営企画担当 事業部と連携し、資金のポートフォリオの設定（原案あるいは既定の助成プログラムが存在する場合は、その評価を事業部関係者と実施し、結果に基づく見直し案を策定する。その後、理事会にて審議し、決定される。）

#### 《前年度中（事業計画の認可後）》

事業部 審査・助成担当 公募要領の作成

※資金のポートフォリオの設定方針や資金分配団体の選定方針について、専門家会議の意見を聴取する。

↓

《4～5月》

事業部 審査・助成担当 公募の実施  
資金分配団体の公募に関する説明会の実施  
申請受付

↓

《6～7月》

事業部 審査・助成担当  
第1次審査（組織体制等の確認）

↓

《8月》

事業部 審査・助成担当 包括的支援プログラム提案受付

↓

《9～10月》

事業部 審査・助成担当 包括的な支援プログラムの審査（審査会議の開催含む）

↓

《第2Gのみ：11～1月》

事業部 審査・助成担当 ワークショップ

《第1G：11月、第2G：2月》

理事会 資金分配団体の選定

↓

事業部 審査・助成担当 選定されなかった申請団体に対する情報開示及び助  
言の提供  
選定結果の公表

### 3-1-2. 資金分配団体に対する助成等

基本方針を踏まえ、中期5か年計画においては資金分配団体又は民間公益活動を行う団体（実行団体）へは助成のみとし、貸付、出資は行わないこととする。

#### (1) 目標

限られた休眠預金等に係る資金を公正かつ効率的に活用しつつ、まずは、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例を創出させ、これを事業モデルとして広く関係者に共有し、普及させていく。併せて、資金分配団体による活動を通じて民間公益活動の担い手及びその支援の担い手の育成を目指すとともに、効果的・効率的な成果評価の実施や情報公開の仕組み等の本制度を支える環境整備を図る。

#### (2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画

##### ① 休眠預金等に係る資金の助成

###### 《業務の実施内容》

資金分配団体が策定する包括的な支援プログラムの内容を踏まえて、当該資金分配団体に対する助成の方法等を決定し、民間の資金の出し手等からの資金提供を受けること等の助成に係る諸条件と可能な限り併せて資金提供契約を締結した上で助成を実施する。

主となる担当部署 事業部 審査・助成担当、総務部 総務担当  
連携外部機関等

###### 《業務の実施計画（業務実施フロー）》

《第1G：12月、第2G：3月》 \*第1G（グループ）：第二次審査（包括的支援プログラム）の結果、実行可能性が高い評価を受けた資金分配団体。第2G（グループ）：第二次審査結果、その後のワークショップでの提案内容の強化を条件とされた団体。

事業部 審査・助成担当 選定された資金分配団体との協議の上、資金提供契約案を作成  
助成金の助成額の上限額について提示

↓

（資金分配団体において実行団体の公募・選定の上、助成金の交付申請）

↓  
事業部 審査・助成担当 助成金の交付申請の受理、確認  
総務部 総務担当 資金提供契約の締結

↓  
総務部 総務担当 資金分配団体への助成金の交付

助成金の支払いは、あらかじめ資金提供契約において定めた方法により原則契約時に全額実施する。資金分配団体から実行団体への支払いは原則6カ月ごとの進捗に基づき実施される。資金分配団体から実行団体への助成、貸付け、出資については、各資金分配団体の包括的支援プログラム、計画に沿ってあらかじめ合意された条件に基づき実施される。助成の場合、資金分配団体からは実行団体に対し6カ月ごとの進捗ペースにて資金の支払いが実行されることを原則とする。当財団から資金分配団体、また資金分配団体から実行団体に対しては、6カ月ごとの進捗に関する検証（モニターリング）を実施する。

\*（4）の緊急災害支援プログラムも原則同様の扱いではあるが、緊急度が高く、また緊急支援の実施期間も比較的短期間の場合などは、6カ月ルールは適用除外する場合もありうる。詳細は資金提供契約又は包括的支援プログラムの内容により設定する。

（契約時の対応）

↓  
総務部 総務担当 会計書類の確認の上、助成額の確定、精算・精算払  
※会計監査等については、後記「資金分配団体に対する監督等」参照。

## ②継続的な進捗管理と成果評価の点検・検証

### 《業務の実施内容》

継続的な進捗管理を行うため、資金分配団体から、資金提供契約に基づき、民間公益活動の進捗状況について、原則6カ月毎に定期報告を受けるとともに、メンターを兼ねたプログラムオフィサー（当面は事業部職員）を配置し、資金分配団体に対して現地調査を含む継続的な進捗管理や必要な協力・支援・助言等を行う。また、必要に応じて外部の団体や専門家とも連携しつつ非資金的支援を提供する。

あらかじめ資金分配団体が決定した評価の実施時期や評価方法等により資金分配団体が報告する成果評価について点検・検証を行う。

また、成果評価の点検・検証に当たっては、専門家会議に対して点検・検証の在り方

について意見聴取した上で行う。

主となる担当部署 事業部 検証・支援担当  
連携外部機関等

《業務の実施計画（業務実施フロー）》

●継続的な進捗管理

事業部 検証・支援担当 資金分配団体から、民間公益活動の進捗状況についての報告の受付・確認  
資金分配団体に対して現地調査を含む継続的な進捗管理や必要な協力・支援・助言等を行う。また、必要に応じて外部の団体や専門家とも連携しつつ非資金的支援を提供する。

●成果評価の点検・検証

事業部 検証・支援担当 専門家会議に対して点検・検証の在り方について意見聴取  
資金分配団体から成果評価の受付、点検・検証

↓

事業部 検証・支援担当 継続的な進捗管理と成果評価の点検・検証結果を資金分配団体や組織内（企画広報部等）にフィードバック制度全体の評価を実施

企画広報部 広報担当 継続的な進捗管理の実施状況や点検・検証結果の公表

↓

企画広報部 経営企画担当 経営戦略・中長期・年度計画、実行管理に、継続的な進捗管理の実施状況や点検・検証結果の反映

### 3-1-3. 資金分配団体に対する監督等

#### (1) 目標

資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されることを目標とする。

#### (2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画

##### ①資金分配団体に対する監督

###### 《業務の実施内容》

資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう総務部において監督を行う。また第三者による監査も無作為に実施することで不正の抑止効果を高める。年間10団体を目標に外部の会計監査法人等に委託して実施する。

民間公益活動促進業務規程に則して、資金分配団体の公募要領及び資金分配団体への助成を実施するに当たり締結する資金提供契約に、以下の措置を講ずることを定めるとともに、これらの措置を履行する。

- ・ 選定の際に確認した資金分配団体における業務の公正かつ適確な遂行を担保するために必要なガバナンス・コンプライアンス体制等の整備等について、実際に措置されていることを確認するほか、資金分配団体の監督のために必要なときは、資金分配団体に対して報告徴収や立入検査を行う。
- ・ 当財団は指定活用団体として、資金分配団体において休眠預金等に係る資金の流用や不正使用等の実態が明らかになった場合は、業務規程第22条第2項に基づき、刑事告発等、関係者に対する厳格な措置を講ずるほか、資金分配団体の選定の取消し、助成を行った資金の返還等の対応をとることができる。
- ・ 資金分配団体が実行団体を監督するに当たり必要な事項（不正による助成、貸付け又は出資の返還を含む。）が、資金分配団体の作成する公募要領や、資金分配団体と実行団体との間で締結する資金提供契約に明記されることを確認することとする。

これらに加え、資金分配団体における休眠預金等に係る資金の目的外流用や不正使用等の不正があった場合は、内閣府に対して遅滞なく報告するとともに、内閣府と協議して対応することとする。

資金分配団体における不正が生じたことについて、本機構の監督状況における問題の有無等について監査室が内部監査を行うとともに、他の資金分配団体において同様

の事案の発生の有無等について総務部が調査することとする。

再発防止策については、総務部総務担当において企画・立案し、コンプライアンス委員会における審議を経た上で、理事会において決定し、実行するものとする。

不正使用等の事案及び再発防止策については適切に情報公開し、説明責任を十分に果たすこととする。

主となる担当部署 総務部 監督担当  
連携外部機関等 会計監査法人等

#### 《業務の実施計画（業務実施フロー）》

総務部 監督担当 資金分配団体に対する監督

↓

※不正が発見された場合

↓

総務部 監督担当 資金分配団体及び関係者（事業部を含む）への聴き取り等の実施  
による事実関係の把握  
他の資金分配団体に対する調査

↓

理事会 関係者への処分の決定

※随時、内閣府に対する報告を行う。

※監査室では、総務部監督担当の監督状況等についての監査を実施する。

総務部 総務担当 再発防止策の企画・立案

↓

コンプライアンス委員会 再発防止策の審議

↓

理事会 再発防止策の決定・施行

※企画部広報担当 不正使用等の事案及び再発防止策の情報公開

※公益通報等により不正事案が発生した場合は、事後対応が公正に実施されるよう、総務部監督担当だけでなく、第三者たる外部機関（弁護士等）の協力を得るなどにより、上記の事務を実施することとする。

#### ②選定を取り消された資金分配団体の事業等の承継

##### 《業務の実施内容》

不正により選定を取り消し、助成金を返還した資金分配団体の事業並びに財産及び

負債（指定活用団体から助成を受けた事業並びに当該事業に係る財産及び負債に限る。）は、他の資金分配団体に承継させることを原則とし、やむを得ない場合に限り本財団が承継することとする。また、不正に限らず、事業が中止等に至った場合に、事業等の承継に関して必要な事項を指定活用団体及び資金分配団体との間の資金提供契約に定めることとし、その方針について、民間公益活動促進業務規程及び公募要領において定めることとする。

主となる担当部署 総務部 総務担当、事業部 審査・助成担当  
連携外部機関等

不正が見つかった時点で選定の取り消し手続きに入る。資金の返還請求を実施するとともに返還がなされるまでは新たな助成は停止する。また契約にて定めた違約金の請求を実施する。民間公益事業の対象者に対する損害や影響等が想定される場合は、影響を極力小さくすることをめざし、承継する資金分配団体を可能な限り調整し配置する。止むを得ない場合に限り、指定活用団体である当財団が引き受けることも考慮する（民間公益活動促進業務規程参照）。

#### 《業務の実実施計画（業務実施フロー）》

総務部 総務担当 選定取消を受け、資金の返還請求、返還受付  
事業部 審査・助成担当 選定を取り消された資金分配団体と事業承継先との調整の仲介

↓

##### ①のケース：事業承継先が確保できた場合

事業部審査・助成担当 事業承継の合意がなされ、選定を取り消された資金分配団体から事業承継先への事業の引継ぎが完了したことを確認

↓

総務部 総務担当 事業承継先の資金分配団体への助成の実施

##### ②のケース：事業承継先の確保の目途が見つからない場合

当財団が引き受けることを検討する

総務部 総務担当 当機構における体制等の整備の上、事業承継の合意

事業部 審査・助成担当 選定を取り消された資金分配団体から事業承継先への事業の引継ぎ



### 3-1-4. 休眠預金等交付金の受入れ

#### (1) 目標

法の規定に則して休眠預金等交付金及び運用資金を適切に取り扱うとともに、休眠預金等交付金を原資とする予算を適正かつ効率的に執行する。

#### (2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画

##### 《業務の実施内容》

予算編成に当たっては、事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で真に必要なものに限定すべく、精査を行う。予算執行に当たっては、内部監査を随時行うとともに、監事及び会計監査人の監査を受けるなど、外部監査結果の有効活用等により効率性の観点から常に精査し、その使用状況についての情報公開を徹底する。

予算に執行残が生じることが見込まれる場合にあっては、当該見込額を翌事業年度における収支予算において前年度からの繰越収支差額として組み入れることを原則とするが、民間公益活動促進業務に係る人件費その他内閣府令に定められる事務に要する経費を運用資金の運用益により確保できる水準に運用資金が達するまでの間、運用資金に組み入れる。災害支援などの緊急性の高い助成プログラムの可能性も考慮し、緊急支援ファンドとしてプールしていくことも検討する。運用資金の積み立て・運用に当たっては、運用計画を策定し、事業計画等に反映させる。また、その運用状況については、事業報告等において明示する。

主となる担当部署 総務部総務担当  
連携外部機関等

##### 《業務の実施計画（業務実施フロー）》

##### 《前年度10月頃》

総務部 総務担当・企画広報部 経営企画担当

成果評価等を踏まえ、優先的に解決すべき社会の諸課題の検討と同時並行的に予算編成方針及び運用計画を検討

※当財団が指定を受けた後、実施した準備行為のプロセスの中で特定された優先的に解決すべき社会の諸課題については、継続的にフォローすることを原則とするが、毎年下期開始のタイミングで、新たな課題の追加特定を含めて見直しを実施する。

※専門家会議委員及び社会課題の現場で活動する実行団体、

SDGs に関する専門家、行政、企業等の社会課題の専門家等への意見聴取等を行う

↓

《前年度 12 月頃まで》

総務部 総務担当・企画広報部 経営企画担当

事業部等から次年度事業についてヒアリング・精査

※事業部では、予め資金分配団体等ヒアリング等を通じて次年度の事業見込みについて把握

↓

《前年度 12 月頃》

総務部 総務担当・企画広報部経営企画担当

事業計画及び収支予算の素案を作成し、基本計画の内閣総理大臣決定を受けて、案の取りまとめ

↓

理事会 内閣総理大臣への承認申請する事業計画案等について了承

↓

《前年度 3 月頃》

内閣総理大臣に認可申請→認可

↓

休眠預金等活用交付金の交付申請→交付

↓

《内閣府令に定められた時期》

総務部 総務担当 休眠預金等会計に交付金を受入れ

↓

総務部 総務担当 休眠預金等会計から運用資金に充当する額を運用資金基金（仮称）に移替え

↓

予算執行 ※執行状況の把握

↓

※監査担当による、随時の内部監査の実施

《翌年度 4 月》

総務部 総務担当 決算等とりまとめ

※予算の執行残は、運用資金に繰り入れ

↓

会計監査人監査

↓

監事監査

↓

《翌年度6月まで》

理事会承認・評議員会報告又は承認後、内閣総理大臣に報告→公表

### 3-1-5. 民間公益活動の促進に関する調査及び研究

#### (1) 目標

資金分配団体や民間公益活動を行う団体による案件の発掘・形成能力の向上を促進するとともに、本制度の改善や資金分配団体や実行団体における効果的な事業の実施に資するよう人材育成や情報公開、成果評価等に関して調査・研究を進め、本制度を支える環境整備を図る。

#### (2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画

##### ①案件の発掘・形成に係る調査及び研究

###### 《業務の実施内容》

全国各地の民間公益活動に係る情報を積極的に収集して、助成、貸付け又は出資の対象となり得る民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査及び研究を実施する。

その際、資金分配団体や実行団体による案件の発掘・形成能力の向上も図る観点から、資金分配団体や実行団体と連携・協働して調査・研究を進めることとし、これにより得られた知識・情報を共有化し、他の事業等への応用を図るため、調査及び研究の成果について広く公開する。

主となる担当部署 企画広報部調査担当  
連携外部機関等

###### 《業務の実施計画（業務実施フロー）》

###### 《前年度12月頃まで》

企画広報部 調査担当 案件の発掘・形成に係る調査・研究の実施方針等について企画立案 → 案件の発掘・形成に係る調査及び研究事業に係る計画の決定

↓

###### 《4月～3月》

企画広報部 調査担当 事業部、資金分配団体及び実行団体と連携・協働しつつ、調査・研究を実施、専門家会議での意見聴取

↓

###### 《翌年度4～5月 ※調査内容によっては時期の変動あり》

企画広報部 調査担当 調査・研究成果について公表  
事業部に共有すること等により、積極的に現場にフィードバック

## ②制度改善や活動促進に資する調査及び研究

### 《業務の実施内容》

民間公益活動の促進に向け、社会経済情勢や現場からのニーズを踏まえつつ、本制度の改善や資金分配団体や民間公益活動を行う団体における効果的な事業の実施に資するための調査及び研究を実施する。これにより得られた知識・情報を共有化し、他の事業等への応用を図るため、調査及び研究の成果について広く公開する。

主となる担当部署 企画広報部調査担当

連携外部機関等

### 《業務の実実施計画（業務実施フロー）》

#### 《前年度 12 月頃まで》

企画広報部 調査担当 事業部と協議の上、制度改善や活動促進に資する調査・研究の実施方針等について企画立案 → 調査研究事業計画の決定

↓

#### 《4月～3月》

企画広報部 調査担当 事業部、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体と連携・協働しつつ、調査・研究を実施、専門家会議での意見聴取

↓

#### 《翌年度 4～5月 ※調査内容によっては時期の変動あり》

企画広報部 調査担当 調査・研究成果について公表。  
事業部に共有すること等により、積極的に現場にフィードバック

### 3-1-6. 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動

#### (1) 目標

休眠預金等に係る資金の活用状況を可視化し透明性を確保し、休眠預金等に係る資金を民間公益活動に活用に関する十分な国民の理解を得るとともに、国民の間に社会の諸課題に対する認知と関心を高め、民間公益活動に必要な民間の資金や専門性の高い人材等の流入を図る。

#### (2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画

##### ①戦略的・効果的な啓発活動及び広報活動

###### 《業務の実施内容》

本制度並びに休眠預金等に係る資金の活用状況及び成果等について、民間公益活動の状況等を踏まえて、訴求対象ごとに最適な広報ツール・内容を選択し、各種イベントや多様な広報媒体を通じて、戦略的・効果的に啓発活動及び広報活動を行う。

主となる担当部署 企画広報部広報担当  
連携外部機関等

###### 《業務の実施計画（業務実施フロー）》

###### 《前年度12月頃まで》

企画広報部 広報担当 事業部と協議の上、啓発・広報の実施方針等について企画立案 → 啓発・広報に係る事業計画の決定

↓

###### 《4～3月》

企画広報部 広報担当 事業部や外部機関等と連携しつつ、年次報告を含め啓発・広報に係る活動を実施

↓

###### 《個別の事業実施後》

企画広報部 広報担当 啓発活動・広報活動の実施を通じて得られた外部意見等について事業部等にフィードバック

##### ②シンボルマークの策定・活用

###### 《業務の実施内容》

策定されたシンボルマーク（休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業であることを示す標識）を、資金分配団体や実行団体が休眠預金等に係る資金を活用して実施

する事業において、表示すること等のシンボルマーク利用に係るガイドラインを定め、  
そのために必要な事項を資金分配団体との資金提供契約に定める。

主となる担当部署 企画広報部広報担当  
連携外部機関等

《業務の実施計画（業務実施フロー）》

※本財団が実施する事業等で随時活用するほか、資金分配団体に対する助成の実施時に  
その利用を契約にて義務付けるため、固有のプロセスはない。

### 3-1-7. 適切な評価の実施

#### (1) 目標

休眠預金等に係る資金の活用の成果を積極的に情報発信することで、広く国民の理解を得ること。評価結果を適切に予算や人材等の資源配分に反映することにより、民間公益活動を効果的・効率的に行うこと。厳正な評価を実施することにより、民間公益活動全般の質の向上、独創的で有望な革新的な民間公益活動の発掘、民間の資金や人材の獲得等を促すこと

#### (2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画

##### 《業務の実施内容》

本制度全体の評価の方針となる「評価指針」の策定に加え、自らの活動に対する自己評価や、資金分配団体の成果評価の点検・検証等を行う（※点検・検証は前記「資金分配団体に対する助成等」を参照）。また、これらに基づき、制度全体に関する「社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組み」の創出という観点も含めた総合的な評価を行う。

また、成果評価の実施が適切に実施され、成果評価結果が民間公益活動のマネジメントの中で有効に活用されるよう、資金分配団体や実行団体における成果評価等の実施に係る負担を軽減するための支援を行う。

主となる担当部署 事業部 検証・支援担当、経営企画担当  
連携外部機関等

##### 《業務の実実施計画（業務実施フロー）》

###### ①評価指針の策定（初期のみ）

《2019年2～3月》

事業部 検証・支援担当 評価指針の企画立案、専門家会議等の意見聴取

↓

《2019年3月》

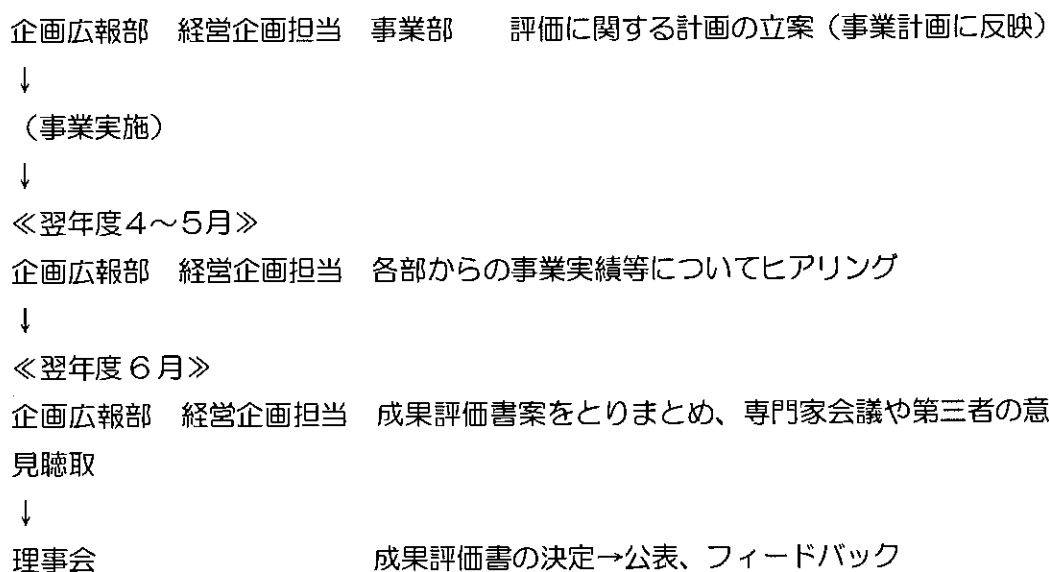
理事会 決定、公表

※成果評価の実施方法等について積極的に見直しをするため、企画広報部 調査担当において、事業部検証・支援担当との連携の下、継続的に実施状況等について把握、分析し、継続的に改善策を検討、所要の措置を実行する。

###### ②本機構の成果評価

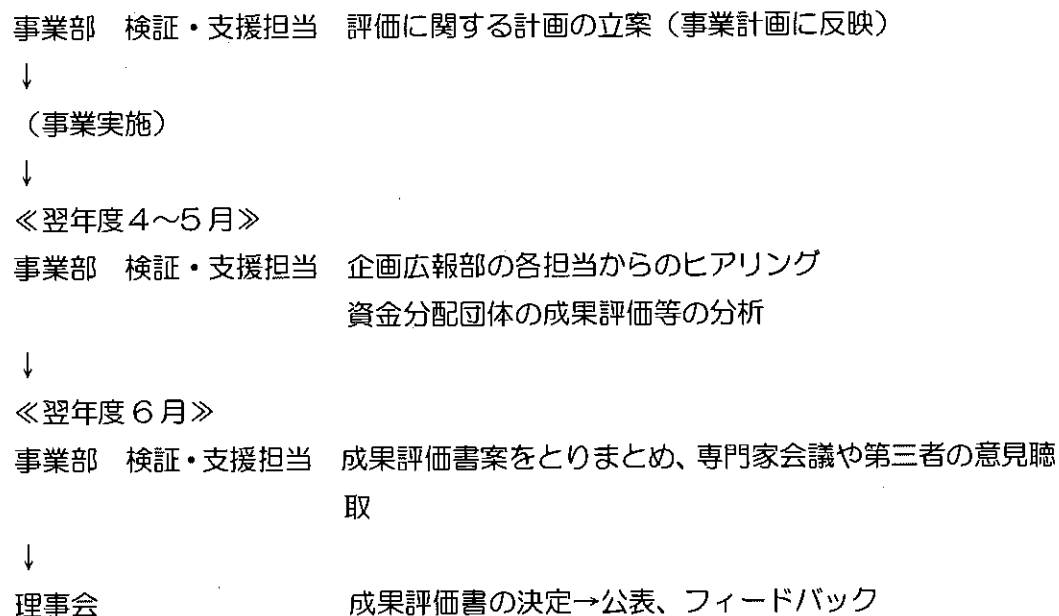
《前年度12月頃まで》





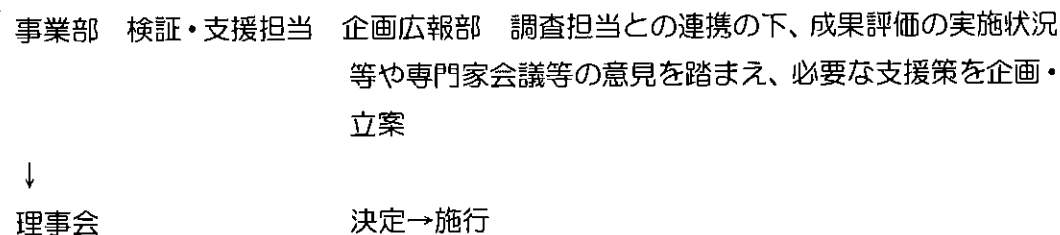
### ③制度全体の成果評価

《前年度12月頃まで》



### ④成果評価の実施支援

※随時実施



### 3-2. 業務の充実に向けて実施していく業務

前述の「基本的業務」の円滑な執行を確保した上で、民間公益活動促進業務の適正な実施に資するため、以下に掲げる「業務の充実に向けて実施していく業務」については、民間公益活動促進業務の進捗状況等を踏まえつつ、取り組んでいくこととする。

なお、以下の業務を円滑かつ効率的に開始できるよう、「基本的業務」の実施に当たっては以下の「業務の充実に向けて実施していく業務」との関連性・互換性を確保するとともに、「業務の充実に向けて実施していく業務」に必要となる情報等の蓄積を進める。

※実施内容、実施体制及び実施計画については、指定を受けた後、リソースの確保や民間公益活動促進業務の進捗状況等に応じて変更がありうる。

#### 3-2-1. 関連知識の分析・最適な組合せを図るための知識環境の整備

##### (1) 目標

民間公益活動の実効性をより高めること

##### (2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画

###### 《業務の実施内容》

資金分配団体及び実行団体から既存の民間公益活動の取組に関する情報（事業の進捗状況や評価結果等）をオンラインで収集、共有化する仕組みを整備して、民間公益活動に関する知識を収集・蓄積できるようにする。

その上で、収集・蓄積された民間公益活動の取組に関する情報を横断的かつ具体的に分析した構造化された知識として、指定活用団体及び資金分配団体の業務に反映させるとともに、これを分かりやすく、使いやすい形で広く提供・公開し、民間公益活動を行う団体等が様々な場面で活用できるような知識環境を、ICT 等を活用して整備する。

\*申請プロセス、審査プロセス、また関係者間での情報の共有化などは効率性や資金分配団体と実行団体の負担軽減、またプロセス全体の透明性を高める意味でも ICT の活用を積極的に検討していく。

主となる担当部署 事業部システム構築・運用担当  
連携外部機関等

###### 《業務の実施計画（業務実施フロー）》

事業部 システム構築・運用担当 システム整備・運用計画の企画立案

↓  
将来的なシステムの整備・運用計画を踏まえつつ、企画広報部・事業部等において業務を実施

これを通じて資金分配団体及び民間公益活動を行う団体から既存の民間公益活動の取組に関する情報（事業の進捗状況や評価結果等）を収集・蓄積

※この間も、企画広報部調査担当及び広報担当並びに事業部検証・支援担当において、業務を通じて収集・蓄積した民間公益活動の取組に関する情報を横断的かつ具体的に分析し、指定活用団体及び資金分配団体の業務に反映させるとともに、これを分かりやすく、使いやすい形で広く提供・公開する。

↓  
※民間公益活動促進業務の進捗状況等を踏まえて

事業部 システム構築・運用担当 関係部署、外部関係者等の意見を踏まえ、事業部システムの構築、運用開始

### 3-2-2. 成果評価実施支援

#### (1) 目標

成果評価に係る時間と労力を軽減し、資金分配団体や実行団体（民間公益活動を行う団体）各々における成果志向の理解・定着、効果的・効率的な成果評価の実施及び評価結果の有効活用等を促進すること

#### (2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画

##### 《業務の実施内容》

以下のような成果評価実施支援業務を行う。

- ・評価結果等の情報を構造的に整理した上で、これを広く公開し、提供すること
- ・分野別や規模別といったカテゴリ別に標準化された評価ツールを提供すること
- ・構造的に整理された情報や評価ツールを活用し、資金分配団体への助言や研修等を通じ、効果的・効率的な成果評価の実施を支援すること

主となる担当部署 企画広報部調査担当

連携外部機関等

##### 《業務の実施計画（業務実施フロー）》

※民間公益活動促進業務の進捗状況等を踏まえて

企画広報部 調査担当 事業部検証・支援担当等と連携しつつ、成果評価支援ツールの開

発、提供。専門家会議等での意見聴取

※この間も、企画広報部調査担当及び広報担当並びに事業部検証・支援担当において、成果評価の支援のため、情報提供や既存の支援ツールの提供等を行うなど、成果評価の支援を実施する。

### 3-2-3. 研修

#### (1) 目標

伴走型支援の担い手を始め、民間公益活動の促進のための人材を、実務を通じて育成すること。多様な分野で活動する団体のネットワーク化を促進し、自律的に相互に学び合い協力し合うコミュニティの構築によりコレクティブ・インパクトを促進すること

#### (2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画

##### 《業務の実施内容》

利益相反等に留意しつつも多様な人材を組織に幅広く受け入れることで、OJTを通じた研修の場を提供する。また、多様な分野において活動する団体のネットワーク化を促進し、関連する情報の適切な提供等を行う。

主となる担当部署 総務部総務担当  
連携外部機関等

##### 《業務の実実施計画（業務実施フロー）》

###### ①研修の受入れ

※民間公益活動促進業務の進捗状況等を踏まえて

総務部 総務担当 事業部等の意見を踏まえ、研修の受入れのためのOJTを中心とする研修プログラムを企画・立案  
研修受入れ態勢の整備（関係部署、外部機関等との調整等）

↓

総務部 総務担当 研修者の募集、応募者の審査・決定  
研修受け入れ部署 個々の研修者に係る研修計画の策定

↓

（研修）

###### ②団体に関する情報提供

※企画広報部調査担当及び事業部検証・支援担当において、業務を通じて多様な団体に関する情報を収集・蓄積し、事業部検証・支援担当が実施する非資金的支援の一

環として情報を提供するほか、HP 等でも情報を公開。

↓

※民間公益活動促進業務の進捗状況等を踏まえて

事業部 検証・支援担当等 多様な団体に関する情報を収集・蓄積。ネットワーク化等を支援するために、情報を提供

#### 3-2-4. 国際交流

##### (1) 目標

本制度の改善や資金分配団体や民間公益活動を行う団体における効果的な事業の実施に資すること及び休眠預金を活用する先進各国の動向や潮流等を広く聴取すること、並びに日本の休眠預金を活用する本制度の成果等を世界に向けて発信すること。

##### (2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画

###### 《業務の実施内容》

海外の関係機関との交流や各種国際会議への対応、海外の関係機関の要人招へい事業の実施等の国際交流を行う。

主となる担当部署 企画広報部広報担当  
連携外部機関等

###### 《業務の実施計画（業務実施フロー）》

※民間公益活動促進業務の進捗状況等を踏まえて取り組むこととするが、海外の関係機関等からの要請があれば、当該時点において可能な対応を実施する。

企画広報部 広報担当 国際交流事業計画の企画・立案（事業計画に反映）

↓

企画広報部 広報担当 関係部署及び外部関係機関との連携の下、国際交流事業を実施

(以 上)